

該非判定について

下記の対象製品を除き、現在販売している当社製品は、輸出貿易管理令 別表第1(第1項～第15項)および別表第2において、いずれも対象外です。

なお、本判定は2025年10月9日改正の省令にも対応しております。

※以下の弊社製品は本判定の対象外です。

- ・7201Bシリーズ
- ・圧着・結線用設備

該非関連の法令は下記になります

規制区分	該非判定結果	備考
① 輸出貿易管理令 別表第1の1～15項	対象外	—
② 輸出貿易管理令 別表第1の16項	該当	キャッチオール規制対象の貨物に該当します 用途および需要者を確認のうえ、必要に応じて輸出許可を取得してください。
③ 輸出貿易管理令 別表第2	対象外	—
④ 外国為替令 別表1～15項	対象外	—
⑤ 外国為替令 別表16項	該当	キャッチオール規制対象の貨物に該当します 用途および需要者を確認のうえ、必要に応じて輸出許可を取得してください。
⑥ 米国再輸出規制 (EAR)	対象外	米国由来の部品を含まないため、EAR規制には該当しません。

【免責事項 / 注意事項】

- 本判定書は当社製品の一般仕様に基づく参考情報であり、完全性・正確性・最新性を保証しません。本判定書の内容は予告なく変更される場合があります。
- 輸出・再輸出に際しては、輸出者ご自身が「外国為替及び外国貿易法」等の関連法令を確認し、必要な許可・手続きを行ってください。
当社が輸出許可の取得を保証するものではありません。
- 本判定は当社独自の技術判断によるものであり、経済産業省等の公的判断ではありません。
- 製品を加工・分解・他製品に搭載した場合、元の仕様から逸脱する可能性があるため、本判定は適用できません。
- 本判定書は発行日現在の関連法令に基づいており、以後の法改正により内容が変更される可能性があります。
- 本判定書および関連情報に起因または関連して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。
- 当社製品は軍事用途を意図しておらず、またその使用を許可しておりません。
- 記載されていない事項につきましては、別途弊社までお問い合わせください。

上記内容についてのお問合せにつきましては、当社営業担当者までご連絡頂けます様、お願い申し上げます。

以上